[特集] EU法ワークショップ

「EU法の現在と日本法への示唆」

慶應義塾大学ジャン・モネEU研究センター所長 日本大学法学部比較法研究所長 庄 松 司 嶋 克 隆 弘 宏

者がそれぞれ論説(日本語)としてとりまとめたものである。本ワークショップは、日本大学法学部比較法研究所 とする。)との共同開催として、かつ日本EU学会の後援を受けて開催された。なお、各報告者による英文論説が、比 たEU法ワークショップ「EU法の現在と日本法への示唆」(以下「本ワークショップ」とする。)の成果を各報告担当 (以下「比較法研究所」とする。)と慶應義塾大学ジャン・モネEU研究センター(以下「ジャン・モネEU研究センター」 この小特集「EU法の現在と日本法への示唆」は、平成二三年一一月一九日に、日本大学法学部において開催され

一四九

EU法ワークショップ「EU法の現在と日本法への示唆」

較法研究所の機関誌であるコンパラティヴ・ローに、小特集として掲載されているので、併せて参照されたい

論されており、 直接のきっかけとし、 の具体的示唆が、 本ワークショップは、 及び松嶋 | として学術に昇華させることを目的とするものであった。特に、民法、会社法に関しては、 われわれとしては、本ワークショップ及びそれに基づく本小特集掲載の各論説における、 前記論議に対し一定のインパクトを与えることを期待している。 (商法) それに実定法を専門とする長谷川貞之教授 が加わることで、実現したものであり、 基調講演を担当した加藤紘捷教授 (英米法)と庄司 (EU法) (民法)、今村隆教授(税法)、工藤聡一教授 EU法を「素材」とし、「基礎法・外国法と実定 との長年にわたる交際を 現在改正が議 EU法から

東力が付与された。 約体制では、これまで単なる政治宣言だったEU基本権憲章に基本条約(EU条約及びEU機能条約)と同等の法的拘 基調講演をもとにしたものであり、本小特集における通奏低音ともいうべきものである。 などが論じられる ここで本小特集の概要につき触れておこう。まずEU基本権憲章に焦点を当てた加藤論説は、 加藤論説では、 なぜ法的拘束力が付与されたか、どのような内容か、どのような意味があるの 周知のとおり、 本ワークショッ リスボン条 プの

る相互承認原則が論じられる。 ランス・タスマン相互承認取り決めの二つを素材に、 次いで、「日EU経済連携協定における相互承認原則の比較法的考察」と題する庄司論説では、 複数国間で非関税障壁を撤廃する有力な手段の一つとされてい E 域内市場とト

担保権構想が検討される。 EU取引法と日本民法への示唆― 同構想は、 「ユーロ抵当」構想をめぐる議論を中心に―」と題する長谷川論説では 附従性という担保物権の通有性に関する議論に影響を与えるだけでなく、 E U

裁判例がたて続き注目を集めているシンジケート・ローンといった金融実務にも、さらには現在進行中の民法債権編

全面改正にも示唆を与えるものである。

松嶋論説は、 さらに「EU会社法と日本の事業体法制~欧州私会社(SPE: Societas Privata Europaea)を中心として~」と題する 欧州私会社から、 日本法の非公開会社法制は何を学ぶことができるのかにつき、考えるものである。

artificial arrangement の法理(abuse of lawの具体的基準)と我が国の外税事件についての最高裁平成一七年一二月一九 は、 今村・川村論説「租税法における濫用の法理―欧州司法裁判所と我が国の最高裁判所における判決を比較して―」 欧州司法裁判所の二〇〇六年のキャドベリー・シュウェップス事件とハリファックス事件における wholly

日判決の濫用の法理とを比較検討するものである。

のかが議論される 工藤論説 「航空排出権紛争の行方」では、排出権に関するEU法とシカゴ条約のせめぎ合いから日本法が何を学ぶ

本小特集の概要は以上のとおりである。 詳細は、 実際に各論説にあたられたい。

クショップの成果を本小特集として掲載することにご協力いただいた法学研究所の皆様に、 最後に、比較法研究所及びジャン・モネEU研究センターの皆様、 後援をいただいた日本EU学会の皆様、 比較法研究所及びジャ 本ワー

ン・モネEU研究センターを代表してそれぞれ深く感謝申し上げる次第である。

以上

1 なお、 今村隆本学大学院法務研究科教授の報告のみ、 同教授と川村佑紀・日本大学法学部比較法研究所研究員との共著で

EU法ワークショップ「EU法の現在と日本法への示唆」